

地 方 事 情

◎京濱國道工事現況

鶴見橋九月頃竣工

京濱間を連絡する、一號國道たる京濱新國道は、着々として進捗し、本年一月横濱市境界生麥から鶴見に至る一部は、竣工開通の運びに至り、其後鶴見、川崎間の工を急いで居るが、其の中間鶴見川に架設する、川崎市の南表口とも稱すべき、鶴見橋の新營工事も目下七分通進捗し、来る九月の初め頃には鶴見、市場間及び川崎市内一部の開通を見るべき筈である。一方川崎市から東京府下六郷村へ接續する六郷橋の架橋工事も、大いに進捗し、既に橋脚、橋臺工事の大部が竣工し、橋體も鉄桁部分は既に架渡に着手したる爲め來年九月頃には之また開通するに至るべし。(齊藤神奈川縣道路主事報)

◎感すべき兒童の坂路修繕

○贅澤品の關稅引上が實施せられることゝなるや、早速ボロイ儲けを自論見値段の嵩騰は到底之を避け得べからずと宣傳し、而も在庫品を否陳列品までも密に奥深く仕舞ひ込んだ奸

商があると傳へられる。此の如くして不相當に値段づけられた高價な贅澤品も從來の常顧客にとつては殆んど何の痛痒も感じられないだらうといふことであるが、公益の爲には値段の支出をも吝む輩が、自己の虚榮心を満足せしむる爲には値段の高下などは更に意とせず、寧ろ値段に正比例した満足感を以て之を需め之を身に着けて大道を闊歩する多數の紳士淑女がある譯である。之が今の世の中であり人の心である。

○地方に於て交通上又は地方開發上最も重要なものとして府郡道に認定方を當局に申請せられた道路が、事實必要なるや否やを疑はしめる程破損荒廢のまゝ打ち捨てられてある。町村道等が一度府縣道に認定せらるゝや府縣の修築の手の及ばざる限り實際交通上其地方に於て甚だ重要なものであつても、殆んど地方人の應急修理の加へられたる跡なく、加之各自勝手に道路を占用して通行の妨害となるべき行爲をさへ敢てして居る處が決して珍らしくない、町村道其他の道路に至つては實に沙汰の限りである、これが道路政策を云々する人の心であり地方一般人の行爲である。

○こんな利己主義な頼他主義の世の中に、本當に涙ぐましい程いちらしい次の様な美談がある。

○高知縣高岡町の西南部に東又村といふがある、村は地勢上

東又(臺地)と海岸部との二つに分れ、海岸部に沿岸汽船の寄港地にして人口約一千の一小市街形をなせる志和といふ一部落がある、上東又から志和に通ずるには車の通行し得る可成りな道路があるけれども、甚しく迂回せる爲徒步の者は之に依らず、汽船の乗降客をはじめ一般人殊に志和部落の魚行商人は、殆んど悉く迂回道路に比して約一里の捷徑たる間道を利用し、自轉車等も多くは峠の茶店に預けて徒步で下るを常として居る程であった、従つて此間道は坂路であるけれども大切な道路として、其の修理は志和部落民が擔當したのである。

○然るに志和部落から東又尋常高等小學校高等科に通學する児童の間には數年前から自發的に該道路を修理する美風があつて、年々其遺風を繼承して來た、年も暮に近づいて世人も何となくざわめいて來た昨年十二月の事である、此間道を日々通學して居た左記山野上東司外二十三名の児童は破損の度も漸く甚しきを看取して年末多忙時に於ける地方人の通行の困難を慮り、且は今年の行事は明年に延ばすべからずと爲し、愈々修理に着手し十五日を費して約二十町の坂路を修理した、短い冬の日學校からの歸途毎日彼等児童は峠の店に預け或は路傍に隠して置いた修理用の鍬を取り出しては各自修理

區域を分擔して仕事の出來榮えと時間を競争しながら繰りに働いた、若し後れた者があると互に手傳ひあつて其日の豫定作業をば決して次の日に繰り延ばさなかつた、従つて日の暮れることは殆んど連日のことであつたといふ、かくして坂路の修理は見違へる程周到に立派に完成した、商用其他で此道を通る人々は歳末の多忙の往き來に隨喜の涙を流した。○志和部落の人々も彼等の美舉を黙つて見ては居なかつた、魚行商人主となつて有志の寄附金を募り、集つた貳拾圓の金を慰勞感謝のしとして彼等に贈つた。

○元より報酬を目的としてゐない彼等児童は其謝禮を私しようとはしなかつた、學校で何か有効に使用して貰はう。と一同決議の上三十圓を切半して彼等の母校志和尋常小學校と現に通學中の東又尋常高等小學校へ十圓づゝを寄附した。

學校及び村當局は之を近來の美事として大に喜び、彼等の善行表彰に就ては相當考慮せられて居たそつだから、既に意志を尊重して寄附金は快く之を受納し、之が使用方並彼等の適當な方法が講じられたことであろう。

○人類が恩恵を蒙つて居る自然物以外に、殆んど絶對普偏的

るまでもない道路は實に諸交通機關の中軸である然るに多く的人は之に慣れて水や空氣に對すると等しく其有難味を忘れ、當局の修繕の不行届を責めるばかりで之が愛護と手入をしようとはしない、此の間に在つて前記兒童の行爲は又なく嬉しい、それが兒童の風習となつて居る點に於て愈々美しい。

一事は萬事である、之等兒童が地方の中堅となつた時代の村の平和が、發展が、目に見える様である、人を愛する者は人に愛せられる、世の爲に盡し世の繁榮を輔けた者にはやがて自ら榮ゆる時節が来る、然し彼等は自らの爲を思つて人の爲に盡してゐるのではない、只世の爲人の爲に自分を忘れて之を爲したに過ぎないのである、自己の利益のみを考へ他を一切顧みない、又自己の爲には他を排し更に他を陥れて恬然たる人々は正に慚死すべきである、負ふた子に教えられることは恥づべきことではない、善と認めたことを直に行ふ人は何時の世にも勇者である、今の世には特に勇者を要求することが切である、先づ吾人が日々踏みしめて居る道路上に立つて自分が勇者であるや否やを確めて貰ひたいものである。

○修理に携りし兒童氏名　　村上龜齡、森田眞廣、東夏則、百代寅喜、山本彌、村上武義、森山菊松、山本眞厚、渡邊吉次、山野上秀美、濱口源勇、上野上徳吉、下村龍太郎、梶原

◎神社の國道改良計畫反對

是が果して神慮？

爲に工事頓挫を來す

山陽道は東海道に次ぐ、帝國交通の幹線道路であるから、之を改良することは、我國道路の改良事業中でも焦眉の急に位するものであつて、政府が此道路の改良を獎勵して、屢々關係地方廳に計畫の樹立を迫つたのも無理からないことである、此要求に迫られて兵庫縣知事が計畫したのは、神戸、明石兩市間の改良であつた工費六百五十萬圓を以て大正十一年度より同十六年度に至る六ヶ年繼續事業として、既に工事を進めて居るのであるが、その中途にある、官幣中社某神社の境内を一部通過せなければならぬこと、なつた、そこで縣は計畫の内容を神社に示して、神社境内地通過の承諾を求めたが、神社は容易に承諾しない、爲に彼は交渉に日を費して居る内に、内務省の神社局から某技師が視察に来て、此神社は從來より境内地が狹隘であつて、他に移轉するか又は擴張するかの方法を講ぜなければならぬ状態であるのに、尙之を縛

を聞いた神社側及氏子總代は愈々我が意を得たものとして強固な反対をするに至つた、一方起業者である知事は、一面神社監督の職責を有するので、神社關係者を縣廳に召喚して懇談する所があつたが、漸く互譲することとなつて、縣は成るべく路線を變更して神社境内を縮少せぬことに努むること、其の代りに縣は適當な代地を提供することとの條件で話を進めて居るが、是が道路敷地として神社境内を使用する坪數は二百三十四坪で、之に對し縣が提供しようと言ふ坪數が三百七十坪である、夫れに神社は尙七百十四坪の代地を要求して止まないので目下交渉中のことである。

道路改良工事を施行したり、鐵道を敷設したりする場合に此種の問題を往々惹起し、爲に工事が著しく遅延する場合がある、近くは京濱國道の改修に郷社品川神社の境内を通過すること、なつて、神社が極力反対したが、其の反対の理由と言ふのは神嚴を冒すとか、神事の執行に支障を來すかとかの理由であつたが、實地検分して見ると夫れ程のものではない、夫れに正當らしい理由を附加して反対し、代地とか神殿移轉料とかを要求しやうと言ふ神官やら氏子總代の野心に外ならない。決して神の要求ではない、そこで内務省ではとうへん其の神社境内地前後の民有地を收用することの事業認定を與

へ、いつまでも神社が頑張るに於ては其の箇所だけ道路を新設せず、東京府は神社の主張が正當であるか否かを、天下の輿論に問ふことに決した。此覺悟のある所を知つた神社側は、前非を悔い、遂に東京府の申込に承諾したこともある。

此の如く國民共同の利益と爲るべき公共的施設に對しては輿論の先驅と爲つて、其の事業の助勢の爲に力を盡し、民衆に範を示さなければならぬ地位にある神社が、却つて反対する如きは、恐らくは神意ではない。併しながら此の如き連中の多いことより、曩年土地收用法を改正し、假令公共の利益となるべき事業に供する土地と雖、必要な場合には收用又は使用することに内務省の省議が決定しその法律案は衆議院を通過したのであつたが、貴族院の審議半ばで、會期終了し議決を觀なかつたのである、今官幣中社とても言ふべき神社が、郷社と同じ様な意見を持つて居ると言ふ状態では矢張り此改正の必要なことを感ずるのである。

神官とか氏子等は常に境内地の縮少問題には、神威を冒瀆するものであると言ふのが常套語であるが、偶像の崇拜であるから帝國の神社は、神威と境内は常に別個のものであると言ふ考を持つて貰ひたい、境内地が廣いが爲に神威があがるものではない、又狹いが爲に神威がさがるものではない、據

内地は神社行政執行の場所であると言ふ考を持つて處理して
貰ひたい、或は敬神思想の問題が八ヶ間敷ときに境内地を縮

少すると言ふことは思想を悪化せしむると言ふが、敬神は思想である、此思想は境内地と言ふ物的設備から湧いて来るものではない。全く人の信仰から湧いて來るものである、問題を混同してはならぬ、高山彦九郎が皇室の衰頽を觀て泣いたのも、皇室の設備が腐朽したのを觀て泣いたのではない、主權の實際が幕府に在ることを觀て泣いたのである、之と同様

に神社境内問題も觀るべきものではなからうか。

本通信に依るときは道路の境内地通過を承諾したそうだから、神威の問題は起らない、要は代地の多寡の問題である。國道改修工事を利用して、神社境内地の増加を圖らむとするが如きさもし心は、苟も官幣社の神官として慎むべきことである、恐らくは神威であるまい、又道路の通過に極力反対して、遂に道路が神社の前を迂回し、そして急な屈曲部を設けて日常交通事故を頻發せしむることがあつたならば、夫れ

こそ神意に反するものと言つてよい、吾人は此種誤つた考を一掃したいが爲に、神官と氏子總代の反省を求めて已まないのである。(たの字)

◎多忙な大阪

上方贅六と評されてゐた大阪も、所謂江戸ツ子には負けてはないで、異數の發展をしつつある。従つて大阪府や大阪市の施設經營すべき事業は山積されてゐるが東京の牛の歩みの夫れと異り着々事業の準備と實施とに全力を竭してゐる。先づ交通状勢からその事業の歸趣を見ると。

△郊外交通

郊外電車の多い點では大阪は世界有數の都市である。南海、大軌、京阪、阪神、阪急、大鐵、新京阪の各郊外電車と、東海道線、關西本線、片町線の鐵道とを利用して大阪を本據として活動してゐる人達を、大阪市内の停車場電車停留場を看驛とせる現在通用の定期乗車券を通じて調べた所によれば、普通定期券の總數が五萬六千三百四十三枚、學生券の總數が一萬一千七百六十七枚合計六萬九千百十枚に達しこれを各線別にすると次の順序である。(單位百)

	普通	學生	計	百分率
南海	二二五	三四	二四八	三五、九三
阪神	六〇	二三	八四	一二、一三
京阪	七一	九	八〇	一一、五七

阪急	五八	二二	八〇	一一、四九	阪神	五年	三八九六	六九一	四五八七
大軌	四四	一一	五六	八、〇七	東海道線	四年	六〇四五	二三三三	八三七八
大阪以東	四〇	九	五〇	七、二二	同	五年	二六五九	四七二	三一三一
大阪以西	二七	六	三三	四、八一	片町線	二〇	二六	八九〇	七九九九
關西本線	一五	六	二二	三、〇四	大鐵	七	九	一一五五	四六一
片町線	一五	六	二二	三、〇四	新京阪	一	五	本年	五八三六
關西本線	一五	六	二二	三、〇四	阪急	一	五	本年	二二〇六
大鐵	七	一	一、二七	大軌	大軌	一	一	五年	七九四四
新京阪	四	一	〇、七〇	大軌	大軌	一	一	五年	一六一六
南海	五年	二六五二	六二五	合計	本年	四四三五	一一四〇	九三	二八三
本年	二二四七五	一一二〇六	三四八三〇	學生	本年	五五七五	五五七五	九三	一二三
普通				合計	四年	四五八七	四五八七	九三	二二三

而して第一位の南海線の内譯を見ると、本線一萬三千六百三十六枚、阪線四千七百八十五枚、上町線二千七百八十七枚、平野線二千三百六十六枚、高野線一千二百五十六枚である。今假りに此等全線を通じて普通定期乗車券の所有者を全部家庭を作る人々と看做し、一家平均四人とすれば二十二萬五千餘人即ち大阪市東區の人口に略匹敵する人數が大阪市の周囲に郊外生活を営んでゐることとなる。

而して南海、阪神、京阪、阪急、大軌の代表的五線に就き現在通用定期券と大正五年六月の現在とを比較すれば、

又南北に膨脹しつつある此等の人達の生活方式が對照的になつてゐるのが頗る面白い。即ち南方の南海、大軌の乗客數增加率の多いのは其の沿線に泉北、泉南、中河内、南河内等

府下に於ても人口の稠密な郡を有して居るからであるが、北方はこれに反して三島、豊能二郡即ち人口の最も稀薄な地方を背景としてゐるにも拘はらず南方に次で多いのは市内北区を中心とする諸官衙銀行會社商店其の他各種のオフィスに勤めるサラリーマンの多くがこれ等沿線に住つてゐるからである。従つて所謂その客種にも著しい相違がある、即ち北方の客種はサラリーメンでもブルジョア階級や知識階級に屬するものが多く、阪神の住吉、蘆屋、御影に次では阪急の岡町、豊中などはその尤なるものである、就中住吉、蘆屋などは、最高階級に屬する部類で此所は所謂住宅地ではなく邸宅地と

言うのが當つてゐる。それに比べると南方は南海の天下茶屋、濱寺、大軌の今里、小阪などの例外はあるにしろ北方に於けるが如き意味では決してブルジョアの居住地とは言はれない、單に相對的の意味からであつて概して中產階級以下若しくは今宮、鶴橋町などを中心として所在に群るブルタリア霞町、今宮、西部は三軒家、泉尾並に附近一帶の各町村の道と、日歸りで上下する地方人が最も多いやうである。収益の多いのは南海、阪神、阪急の順序であらうが率から言へば無論阪急、大軌などである。兎に角乗客の増加率と並行して収益の増加するものとは速断は出來ない、と言ふのは阪急や大軌は創立が新しく土地柄から言つても大阪から五分乃至十

△接續町村の區割整理

以上の如き状況であるから大阪府では住宅地としての利用を増進する目的で、大阪都市計畫區域内の郊外地中北部の新淀川以南の市郡界にある豊津、中津、豊崎、三國、十三の町村、東部の森小路、片町、野田橋、玉造、南部の粉濱、住吉、霞町、今宮、西部は三軒家、泉尾並に附近一帶の各町村の道路不良、建築線の歪曲、排水設備の不完全な非衛生地區の劃整理を懲戒することとなり、これが準備として來年度豫算に査費を計上して是等各地の道路、街衢の不整理を根本的に調査すると同時に郡長、町村長等と協力して區割整理の有利なことを宣傳することに決した。

尙區劃整理と關聯して最も必要なのは環狀道路と、幹線放
射道路であつて、これが區劃整理の基本となるものであるが
更に各放射道路と環狀道路とを連絡し、且つ附近一帶の地を
開發する役目を有する補助道路も幅員六間以上のものを設け
る筈で、着々其の計畫が進捗しつつある。

△市の周圍に於ける重要道路の管理

大阪府では大正九年道路法實施の際國道、府縣道中大阪市
に起點又は終點を置き且つ市内と密接の關係にある郡部の重
要道路即ち國道二號線、同十五號線並に府縣道傳法尼崎線外
七線を連帶費支辨に移管したが、縣案中の接續町村編入問題
が解決して、西成、東成兩郡の全部或は其の大部が大阪市
に編入された曉には是等の路線は何れも其の總延長乃至大部
分の延長が市の區域に入り從つて市長の管理に移るのみなら
ず現在東成、西成兩郡にある前記連帶費支辨以外の多數の府
縣道をも擧げて市長の管理に屬することとなり從つて府の連
帶費支辨の路線は市域擴張の區域外に残れる大阪池田線（豐
能郡内）、大阪吹田線（三島郡内）、枚岡大坂線（中河内郡内）、
國道二號線（北河内郡内）、國道十六號線（泉州郡内）の各路
線の各一小部分のみに止まることとなる、而して擴張された
市域外の重要な道路を更に連帶費支辨に移すや否やは市域が相

當に擴張されて市内と密接の關係を有する接續町村が全部市
に編入された以上は、大正九年に於ける場合とは自然其の事
情を異にするから慎重考慮を要するので目下研究中である。
もので而も大阪市に起點又は終點を置く道路が三路線を數へ
らるゝが、府は市部議員の反対を慮つて必ずしも之を連帶費
支辨に移管の手續を探らうとしてゐないが、若し將來市域擴
張後更に連帶費支辨の道路を増加する場合は、其の選擇竝に
經費の都市負擔割合等に就て從來の如く漫然たるものでなく
確固たる一定の標準を定めて移管すべく考案中である。

△都市計畫事業の財源

大阪府都市計畫第一期事業は其の事業年度割案が内定しな
いので、引續いて財政計畫の立案中に屬し既に其の大綱は決
せられたが唯國庫補助金の交付せられる年限が未確定のため
に、之に伴ふ起債其の他の關係を確定し得ない事情にあるが、
併し斯くては何時までも財政計畫を不確定の儘に放置せざる
べからず到底事業開始の緒に就くことが出來ないので、府で

は餘りに長期に過ぐるのを遺憾とするも、他に據るべき標準
が無いので從來政府の意嚮を參照して兎も角國庫補助千二

百八十九萬六千圓は三十ヶ年間に分割交付せらるるものとし、之を標準として諸般の計畫を進めるの外ない状態である、其の結果財政計畫の根本を爲すべき起債額に付ては最も控へ目にして成るべく十萬圓多きも十二三萬圓を上らざる範圍に於て之を行ひ、初年度は事業費僅かに四萬圓（調査費）に過ぎないから、起債の必要を認めないが、次年度（大正十四年）より事業費の支出と、受益者負擔、特別稅等の收入額とを考慮し其の調節を計つて各年度の起債額を決定し、工事終了の前年度迄毎年起債する方針で其の利率は年八分の豫定である。起債の方法は金額が相當巨額なるため特殊銀行の手に依らんとするも、長期に亘つて資金の固定するの止むを得ない事情にあるから到底此の方法に依ること困難であり、公募の大體に於てその財政方針が内定したので、之を既定の事業ととなつて居り、其の徵收見込額沿道受益者負擔五百八萬六千圓、公共團體の受益負擔百一萬七千圓である、かくて府は

ても必要ある場合は引續いて賦課し起債還繼續年期間繼續し、之を標準として諸般の計畫を進めるの外ない状態である、のみならず府の一般歳入に於て之を行ひ、初年度は事業費僅かに四萬圓（調査費）に過ぎないから、起債の必要を認めないが、次年度（大正十四年）より開始すべき方針で、其の財源は國庫補助、特別稅たる地租割、國稅營業稅附加稅、並に府の一般歲入たる遊興稅、觀覽稅等であるが、特別稅の稅率は以前の計畫に基く地租割本稅一圓に付郡部十二錢五厘、市部五錢五厘、國稅營業稅附加稅郡部二十二錢、市部九錢六厘を大體標準とする筈で、特別稅額四萬圓は自然追加豫算として議決を見ることとなり之を諸課すべき年期は、本来都市計畫事業の財源の爲にするものであるから事業繼續年期を終つたら大正二十三年度以降に

あるわけである。（以上奥村大阪府報告主任報）